

プログラムの著作権に関する特約条項

(権利の取扱い)

第 1 条 甲が(契約品名)(著作権法(昭和45年法律第48号)第2条1項10号の2に定めるプログラムに該当するもの。以下「本件プログラム」という。)を受領したときに、乙は、本件プログラムに係る著作権(著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む。以下同じ。)を甲に譲渡するものとする。

2 前項の規定は、本件プログラム中、乙が、従来から権利を有していたもの及び本件プログラムの作成により新たに取得した同種プログラムに共通に利用されるノウハウ、ルーチン、サブルーチン、モジュール(以下「ノウハウ等」という。)に係る著作権には適用しないものとし、当該著作権は乙に留保されるものとする。

なお、乙は、それらを利用して本件プログラムと類似しているプログラムを作成することができる。

3 乙は、本件プログラム(ノウハウ等を除く。)に係る著作者人格権(著作権法第18条から第20条に定める権利をいう。)を行使しないものとする。ただし、甲の承認を得た場合には、この限りでない。

4 甲が本件プログラムを受領したとき、乙は、直ちに「プログラムに関する著作権譲渡証明書(別紙様式第1)」及び「プログラムに関する著作者人格権不行使証書(別紙様式第2)」を甲に提出しなければならない。

(第三者が有する著作権法上の権利の保護)

第 2 条 乙は、本件プログラムの作成に当たり、第三者の有する著作権法上の権利を侵害することのないよう必要な処置を講じなければならない。

2 乙が、前項に定める必要な処置を講じなかったことにより甲が損害を受けた場合には、甲は、乙に対してその損害につき賠償を請求することができる。

(その他)

第 3 条 甲及び乙は、著作権法上の権利の帰属等に関し、疑義が生じた場合には、その都度、協議して解決するものとする。

プログラムに関する著作権譲渡証明書

年 月 日

甲

分任支出負担行為担当官
航空自衛隊第4補給処長

殿

乙

住 所
会 社 名
代表者名

印

調達要求番号			
品 名			
契 約 金 額		納 入 先 部 隊 等 名	
数 量・単 位		(納入場所)	
単 価		契約番号及び年月日	

乙は、上記契約により作成したプログラムに関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に定めるすべての権利を含む。）を、「プログラムの著作権に関する特約条項」第1条第1項の規定により 年 月 日に甲に対して譲渡したことに相違ありませんので、同条第4項の規定に基づき本証明書を提出します。ただし、同条第2項に定める乙が従来から権利を有していたもの及びノウハウ等に係る著作権は、乙に留保されるものとします。

プログラムに関する著作者人格権不行使証書

年 月 日

甲

分任支出負担行為担当官
航空自衛隊第4補給処長

殿

乙

住 所
会 社 名
代表者名

印

調達要求番号			
品 名			
契 約 金 額		納 入 先 部 隊 等 名	
数 量・単 位		(納入場所)	
単 価		契約番号及び年月日	

乙は、上記契約により作成したプログラムに関する著作者人格権（著作権法（昭和45年法律第48号）第18条から第20条に定めるすべての権利をいう。）を、「プログラムの著作権に関する特約条項」第1条第3項の規定により行使しないことを約束し、同条第4項の規定に基づき本証書を提出します。

なお、著作者人格権を行使しようとする場合には、甲の承認を得るものとします。